



令和5年度中央区地域活動協議会活性化セミナー

# 第10回 地域の輪を広げましょう！ ～アフターコロナの地域活動～

令和5年6月9日（金） 主催／中央区まちづくりセンター・大阪市中心区役所

中央区まちづくりセンター主催のセミナーの第10弾として、「第10回（令和5年度）中央区地域活動協議会活性化セミナー 地域の輪を広げましょう！～アフターコロナの地域活動～」を開催しました。

令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類相当から5類感染症に移行し、これまで中止・縮小されていた事業の再開に向け、各地域で話し合いが進められています。

そこで、アフターコロナの地域活動がよりスムーズに、より楽しく展開されるよう、令和5年度地活補助金の要綱改定や、実績報告時に間違いの多いポイントなどを紹介したほか、参加した出席者からの発言をもとに意見交換を行いました。地域役員の方など31名の参加があり、地域を越えた情報共有の機会となりました。

## プログラム

1. 要注目！「啓発物品、食糧費など補助対象経費の変更点（要綱改定）」
2. 要注意！「〇〇Pay（電子決済）は× など間違いやすいポイント」
3. 再確認！「地活協補助金の活用と実績報告の作成手順」
4. 改めて！「アフターコロナの地域活動に向けて、『地活協』の特徴の確認」
5. その他、みなさんのお困りごと、アイデアについて意見交換

# 1. 要注目！「啓発物品、食糧費など補助対象経費の変更点（要綱改定）」

物価高騰などを受けて、令和5年度より、地域活動協議会補助金の補助対象上限額などが改定されました。

経費区分		改正前	改正後	備考
啓発物品		300円＋税 超過は認めない	300円＋税 <b>超過分地域負担</b>	物品配布が目的とならないよう 500円程度を上限と想定
食糧費	弁当代等	700円＋税 超過分地域負担	<b>800円＋税</b> 超過分地域負担	
	茶菓代	150円＋税 超過分地域負担	<b>160円＋税</b> 超過分地域負担	

# 2. 要注意！「〇〇Pay（電子決済）は× など間違いやすいポイント」

- PayPay など、QRコード決済での支払いは補助対象外です。
- 領収書の押印は店舗側の判断のため、実績報告書に添付する領収書への押印不要。ただし、訂正のある場合は領収印・訂正印の両方の押印、あるいは再発行をしてもらってください。補助金関係様式の代表者印の扱いも同様です。
- コロナ対策経費（★インフル項目）は一般経費に流用×。予算額の50%以上の活用を目指してください。



# 3. 再確認！「地活協補助金の活用と実績報告の作成手順」

事務処理マニュアル、効果測定マニュアルを使って、実績報告書類作成のポイントについて説明しました。決算書類の作成だけでなく、事業報告書類も、できるだけ事業を担当されている方が作成してください。

**中央区まちづくりセンター**  
**事務処理マニュアル** 2023年  
4月発行

～ 令和5年度の事業実施・予算執行、実績報告書類作成に向けた注意点 ～

- 昨今の物価高騰等を受けて、食糧費（弁当代等、茶菓代）および啓発物品の補助対象上限額等が改正されました。詳細は、別表令和5年度 各経費項目別注意点をご確認ください。
- 地域活動の再開に向けて、感染拡大防止に資する物品等は、補助充当率が100%とすることができます。該当経費については、別表令和5年度 各経費項目別注意点をご確認ください。
- 事業内容、事業計画の変更、予算流用が生じる場合、必ず事前にまちセン・区役所までご相談ください。
- 事業の変更（事業の中止や新規事業追加）が生じる場合は、変更承認申請（様式第6号）の提出が必要です。
- 会館の修繕にかかる費用は、原則地活協補助金の対象外となります。
- 事業の縮小、中止などが生じた場合は、他の事業への予算流用が可能です。また、中止等が決定した後の当該事業への補助金の支出は認められません。
- 年度末までに地活協補助金の残額が生じた場合、戻入（返金）が必要となります。事前に準備が必要となりますので、まちセン、区役所までお早めに（12月中）ご相談ください。

中間決算を行い、予算の執行状況の確認と、予算の流用について検討しましょう。

事業に応じて意見を聞く方法を考えましょう！

効果測定は、アンケート以外にもさまざまな方法があります。事業内容に応じて、参加者の意見を聞いた上で、結果からスタッフの意見も参考に、効果測定方法を考える必要があります。

**① アンケート**

質問にふさわしい色分けができておくことが大切です！

**② ふせん投票**

質問にふさわしい色分けができておくことが大切です！

**③ 手挙げ方式**

家計簿や手帳など、身近なものを使って、質問にふさわしい色分けができておくことが大切です！

**④ 割りばし投票**

割りばし投票は、質問にふさわしい色分けができておくことが大切です！

**⑤ シール投票**

質問にふさわしい色分けができておくことが大切です！

**⑥ インターネットアンケート**

質問にふさわしい色分けができておくことが大切です！

**⑦ LINE**

質問にふさわしい色分けができておくことが大切です！

**⑧ 反省会**

質問にふさわしい色分けができておくことが大切です！

# 4. 改めて！「アフターコロナの地域活動に向けて、『地活協』の特徴の確認」

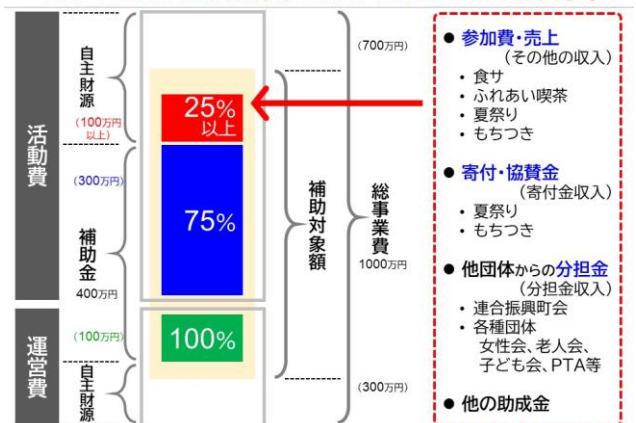
地活協の成り立ちやコロナ禍の事業の中止などで課題となった、自主財源の確保について再確認しました。

## 地活協（地域活動協議会）とは

地活協は、地域振興会や地区（校下）社会福祉協議会をはじめとした地域団体や企業、NPOなどが幅広く集まり、協力しながら地域活動に取り組み組織で、準行政的機能と総意形成機能を備えています。



## 補助率75%の活動費と補助率100%の運営費



- **参加費・売上** (その他の収入)
  - 食費
  - ふれあい喫茶
  - 夏祭り
  - もちつき
- **寄付・協賛金** (寄付金収入)
  - 夏祭り
  - もちつき
- **他団体からの分担金** (分担金収入)
  - 連合振興町会
  - 各種団体
  - 女性会、老人会、子ども会、PTA等
- **他の助成金**

## 5. その他、みなさんのお困りごと、アイデアについて意見交換

各地域での困りごと、質問などを募り、意見交換を行いました。

### ● “よかった”と言われる活動に！ 効果測定の結果を反映し、より充実した事業へつなげる

東平地区地域活動協議会／会計 梶川さん

東平地域では、運営委員会にて、令和4年度効果測定の集計結果が配布されました。各事業で実施したアンケートには、参加者からの様々な意見が寄せられていました。梶川さんは「食事サービスのメニューについて、“あっさりしたものがよい”などの意見があり、メニューの見直し、事業の改善に向けて検討中。参加される方に“よかった”と言われる活動にしていきたい」と、今後の地域活動への意気込みを語られました。



また、効果測定はアンケートだけでなく、反省会などによって意見を集める方法も有効です（事業計画書に、どのような手段で効果測定を行うか記載が必要）。

東平地域では、食事サービスのスタッフ反省会において、参加者が座椅子を使うことが多く、机が低いとの意見がありました。予算を流用し、一部、傷んでいたテーブルを座椅子用の背の高いものに買い替えられました。

### ● 新規事業の立ち上げ、事業内容の変更

Q 令和5年度事業計画書にない事業を新たに行う場合、どうすればよい？／参加者

A 新規事業の追加は、事業実施予定の変更承認申請を提出し、1ヶ月前までに承認を受けなければなりません。予算については、補助金の総額が増える訳ではないため、他の事業からの流用が必要となります。／まちセン

Q 他事業から補助金を調整する際、異なる事業分野間でも予算流用はできる？／参加者

A 可能です。ただし、活動費・運営費間の流用はできません。／まちセン

A アフターコロナで事業が本格的に再開され、活動内容を変更する地域もあるかと思いますが、事業が大きく変更となる場合は、変更承認申請が必要となります。事前に区やまちセンに相談してください。／まちセン

### ● 領収書の宛名、内訳、押印など

Q 宛名について、ゴム印は不可とのことだが、店舗側がパソコンで入力したものはよいですか？（インターネットショッピングなど）／参加者

A 問題ありません。／まちセン

Q 盛り花代や寄せ植え代など、領収書に内訳や明細がないものがある場合、どうすればよいですか？／参加者

A 領収書貼付台帳の内訳欄や空きスペースに明細を記入してください。レシートであれば内訳が書いていることが多く、領収書ではなくレシートをもらうと記載漏れの心配が減ります。／区

Q 盛り花など、地域で長年付き合いのある店で購入していて、領収書に内訳の記載がない場合、店側に確認しづらい…。区でやり方を検討してもらえませんか？／参加者

A 検討します。記録として写真を撮っておくと内訳欄記載の際に役立つのではないのでしょうか。／区

Q 講師謝礼金の領収書に、講師の押印は必要ですか？／参加者

- A 領収書は講師の名前、住所の記載が必要ですが、押印はなくても構いません。押印の有無は領収書の発行元のルールに従うため、講師に確認してください。／まちセン

## ● 補助対象の可否

- Q 啓発物品として、敬老会で配布するカステラは認められますか？／参加者
- A 単なる物品配布、個人給付となる場合は、啓発物品として認められません。不特定多数の参加者を集めるため、また安否確認目的など必要性が認められれば、金額によって、補助対象となります（上限500円が目安）。事前に区、まちセンに相談してください。／まちセン
- Q 食糧費で、参加者のお茶代は認められないのでしょうか？／参加者
- A 原則、お茶代はスタッフのみ認められています。参加者のお茶代に関しては、食事サービスやふれあい喫茶のような、交流や安否確認のために飲食の場を設けている事業に限定し、食糧費の範囲内（補助対象上限額800円（税抜））で認められています。／区
- Q 事業で行った潮干狩りのお土産として、あさり代は補助対象となるか？／参加者
- A お土産は個人給付となるため補助対象外です。不特定多数の参加者を集める目的で配布するのなら啓発物品と考えられるが、本事業は参加人数が限定されていて、特定の参加者への配布となるため、認められません。／まちセン

## ● アンケートの性別欄

- Q LGBTQを踏まえて、アンケートの性別欄はどうしたらよいですか？／参加者
- A 男女に加えて、「無回答」「答えたくない」の選択肢を作るとよいのではないのでしょうか。「その他」は差別的に捉えられることがあるため、注意が必要です。／まちセン
- A アンケートで問いたい内容に年齢や性別が関係ないのであれば、設問自体を省いて構いません。／区

## ● 補助金入金日の連絡

- Q 運営委員会の際に補助金入金日が分からず、事業担当者に伝えられなかったため、事前に補助金のお入金日の連絡をしてほしい。／参加者
- A 各事業担当者へ伝えることは難しいですが、会長、会館に連絡をすることは可能であるため、次年度から対応します。／区

## ● 同一小学校区内での地活協の役割分担

- Q 一つの小学校区のなかに複数の地活協がある場合、小学校の事業をどの地活協が担当、分担すればよいのでしょうか？／参加者
- A 地域ごとに過去の経緯があり、現在の分担となっています。担当は固定的なものではないので、各地域で話し合っただけであれば問題ありません。／まちセン

### ■ アンケートでのご意見

セミナー後のアンケートでは、「具体的、実務的でよかった」、「（地活協の）昔からの経過を教えてくださいましたので、大変勉強になりました」など、地活協への理解がより深まったという感想をいただきました。

また、「各地域の活動、考え方などが少し理解できた」、「みなさんのお困りごとがたくさん聞けていい機会になりました」など、他地域の取り組みや工夫を知ることができたという声が寄せられました。